

日本教育医学会表彰規定

1. 本規定は、日本教育医学会会則第4章第18条に基づき制定する。
2. 第18条1項に定める表彰は、「学会功労賞」とする。
3. 「学会功労賞」の選考は、評議員もしくは理事によって候補者を推薦し、理事会に諮った上で総会にて決定する。
4. 第18条2項に定める表彰は「学会賞」および「学会奨励賞」とし、選考委員会を設けて毎年審査する。選考委員会は、編集委員で構成され、委員長は編集委員長が務め、「学会賞」および「学会奨励賞」を選考して、その結果を理事会に提出する。
5. 「学会賞」の選考は次の手続きで行う。
 - 1) 「学会賞」の候補者は、評議員以上の投票により推薦された者とする。
 - ①学会誌「教育医学」に掲載された原著論文の著者（第一著者）で、かつ学会員として満5年以上経過し、本学会大会において1回以上発表した会員とする。
 - ②選考委員会は推薦された論文の内容を審査し、「学会賞」としての相対的順位をつけ、その結果を理事会へ提出する。
 - 2) 理事会は選考委員会から提出された選考結果を基にして「学会賞」候補者を推挙し、総会にて決定する。
6. 「学会奨励賞」の選考は、次の手続きで行う。
 - 1) 「学会奨励賞」の候補者は、評議員以上の投票により推薦された者とする。
 - ①本学会誌「教育医学」に掲載された原著論文の著者（第一著者）で、45歳未満(論文受理時)の会員とする。
 - ②選考委員会は、推薦された論文の内容を審査し、「学会奨励賞」としての相対的順位をつけ、その結果を理事会へ提出する。
 - 2) 理事会は選考委員会から提出された選考結果を基にして、「学会奨励賞」候補者を推挙し、総会にて決定する。
7. 「学会功労賞」、「学会賞」および「学会奨励賞」には、賞状および副賞を贈る。
8. 「学会功労賞」、「学会賞」および「学会奨励賞」の表彰は、総会において行う。

附 則

- 本規定は、平成8年8月7日に制定する。
本規定は、平成12年8月5日に改定する。
本規定は、平成16年8月7日に改定する。
本規定は、平成19年8月4日に改定する。
本規定は、平成28年8月18日に改定する。

[内規]

- ・編集委員が選考対象となった場合は、選考委員とならない。また、選考委員長が選考対象となった場合は、選考委員の互選で選考委員長を決定する。
- ・各年度において学会賞は1名、学会奨励賞は複数人に与えることができる。
- ・学会賞及び学会奨励賞はそれぞれ一人一回の受賞とする。